

文部省史料館報

第 9 号

昭和 44 年 8 月

目 次

福井県古文書・記録の調査……………小葉田 淳… 2

整理と保存

『所蔵史料目録』の作成を終えて…鎌田 永吉… 3

民俗資料の保存管理（八）……………中村俊亀智… 5

——形態の記録について——

生活用具の形態学（四）うけ(釜)…中村俊亀智… 6

情報

壬申戸籍の保存・利用問題…………… 8

東京都公文書館…………… 9

世田谷区立郷土資料館…………… 9

史料館所在沿革（一）…………… 10

歴史と文学と……………鈴木 寿… 11

戸越の今昔……………浅井 潤子… 13

明治十年代山梨県経済動向につい

ての一答申……………藤村潤一郎… 14

第十五回近世史料取扱講習会案内…………… 15

第十九回近世史料展示会案内…………… 16

彙報…………… 16

福井県古文書・記録の調査

小葉田 淳



昭和三五年七月、敦賀市全域の明治初年以前の文書・記録を調査し記録をつくり、若干のものを写真に撮

った。同市は戦災を被り、戦後の激動期を経過した当時において、現存史料の情

況を知りたいという目的もあつた。この調査によって、氣比神宮および同社家文書、打它文書、中山弥七郎文書等散佚したり所在不明になつたりしたものも明かにしたが、他方に色が浜区有文書のように、約二〇〇点の天正―寛永の文書を含めて八〇点ほどの文書が、はじめて採集された例もあつた。

同年八月、敦賀市に隣接した南条郡と武生市の一部を調査して、約一万点を採録した。この二回の調査で、実施方法についても多少は成案ができた。私の京大在職の最終年度昭和四三年まで、夏期休暇を利用して、毎年一回または二回実施したわけだが、毎回三、四日―五、六日、

卒業生・大学院学生を主とし、学部学生も少数ながらときに同行して参加人数は平均一四、五人であつた。明治初年以前の文書・記録を、網羅的に採訪し、所有者別にその目録をつくり、重要なものを写真に撮ることとした。重要なものというには、考え方は種々あろうが、一の基準は元禄以前のものとすることにした。

周知のように、近世文書のうち元禄以前のものはめだつて数が少なくなる。また、それぞれの地域の特殊性を示すものを、次の基準とした。

調査遂行のため現地の十分な協力支持を得なければならぬし、文書・記録の所有者には調査目的について理解を求めることが大切である。調査実施に先だち、連絡者を現地へ派遣して、各層の人びとと打合わせ、地区毎に文書・記録の所在と所有者を予め確かめ、そのリストの調製を依頼し、リストによって調査の目的・時日・調査者名等を通報して協力を請うた。調査は参加者数によって、三、四班を編成し、各班は現地の協力者とともにリストの所有者を軒な

みに訪採するのみでなく、なお他に文書・記録の有無を徹底的に確かめるよう努めた。もつともこの調査には、大学院学生の演習指導という目的もあつたので、調査進行の効率だけを考えるわけにはいかなかった。

昭和三六年七月丹生郡、同年八月武生市に赴いた。前者で八〇余家、一万一千点、後者で七〇余家、八千点を採集した。翌三七年九月から約一カ年私は外遊したが、帰国後その年の暮に今立郡池田村（現在は町）に出向いて、調査史料は一万点を超えた。昭和三九年八月今立町を訪れ、先年編集した岡本村史に収めた文書を除いて、なお数千点を採録した。翌四〇年七月坂井郡川西町、四一年七月三国町さらに四二年七月、四三年八月の調査によって坂井郡全域をほぼ終了できた。

ところで、外遊出発の前月、今立郡に先んじて昭和三七年八月、にわか大野郡和泉村の調査を計画し、九頭竜川の主として本流に沿う諸部落を歩き、岐阜県境の油坂峠の直下半原に及んだ。これには多少の理由があり、当時九頭竜川に水力発電のためダム建設が企画されており、補償問題の行詰り計画は白紙還元などと取沙汰されていたが、早晚この

事業は実現するであろうし、調査の機会を失うと考えたのである。昭和四〇年川西町に続いて、大野郡西谷村に赴いた。また、和泉村ではダム建設が決定され、村史編纂が議に上り、私はその委任をうけたので、西谷村につづいて、石徹白川その他の支流沿いの諸部落を採訪した。この時は、ダム建設の現場付近の景観はすでに一変し、水没予定地域の住民は多く離散しつつあつた。西谷村は調査後四〇日にして二三号台風による未曾有の集中豪雨のため、壊滅的打撃をうけて、全村が転去しなければならぬ結果となつた。

十カ年の調査によって、越前の約六割を、ほぼ終えたに過ぎぬが、その間多数の史料が不知未聞のうちに煙滅しつつあることを、今さらのように痛感した。史料の所在を明確にし、先もつてその目録を調製しておくことは、いかにも緩慢で間接的なものに見えるが、史料の管理保存上、実際のな一方法となることを確信するようになった。和泉村や西谷村の例は一度の機会を逸することになることを教えるものといえる。（筆者は元谷大学教授、当館評議員）

『所蔵史料目録』の作成を終えて

—あとがきの記—

鎌田 永吉

さきごろ、「常陸岡土屋家文書」、
「土屋家 土浦 大久保家文書」および「秋
中 福井家文書」の三件を収めた『史
料館所蔵史料目録 第十五集』の作
成と編集に当たる機会があったの
で、同書の解題で触れえなかったこ
とどもを思いつくままに書きしるし
てみたい。とるに足らぬ苦労など
は読み流してもらえればよいのであ
る。

と労力と経費を惜しんでいると、報
いは意外に大きい、という苦い教訓
が一つ得られたわけである。初動捜
査のミスが事件全体の解明に大きな
マイナスをもたらすのは、なにも刑
事物語だけのことではない。

「福井家文書」の原蔵者小林氏
は、史料の一枚の付箋をたよりに、
大正初年の「日本紳士録」を片はし
から緋くことからはじめてついに発
見(?)しえたものであるが、この
間、繊維関係の団体や会社、町内会
の関係者など、十数名に及ぶ見ず知
らずの民間の方がたが本務をさい
て、こちらの電話やはがきの依頼だ
けでつきからつきへと手がかりをさ
がしあてて下さった。まことにあり
がたい思いである。

最後には、地域在住の研究者や機
関の関係者から全面的な協力が得ら
れた。土浦市史編さん委員会の諸
氏、館林図書館長の川島維知氏、大
久保正氏のご所在を教えて下さった
青木光行氏等々である。大阪府立中
央図書館所蔵の「大坂城代土屋氏御

用留」(十三冊)の所在を同館の古
西義磨氏から教えていただいたの
も、まったく偶然の機会からであっ
た。改めてお礼申し上げたい。

いまのところ独自の地方調査網を
持たない史料館としては、なんとし
ても、こうした地域在住の関係者と
の日常的な接触の機会をより多くし
て、おたがいの協力関係を強めて行
く必要があるし、いまや恒常的な相
互協力体制をつくって行かないと動
きがとれない状況がでて来ているの
だ、とわたしには思われる。これ
も、いまさらながらの教訓として書
き加えておきたい。

史料目録をつくるということは、
史料を読んで内容を理解することで
あるから、扱っている史料だけでは
手がかりがじゅうぶんつかめないの
が、まずふつうのことである。でき
るかぎり精度の高い現地調査をし、
関連史料の把握もしておく必要があ
る。関連史料は、可能なかぎり複写
して行くという作業も、与えられた
仕事のひとつとして残っている。

だきたい。

史料の表題をきめる問題について
はあともふれるが、わたしは、近
世史料の在り方からすれば、原則と
してその文書ごとにたしかな基準を
たてればよいし、日本中の史料(と
くに地方的な史料)の表題を画一的
にする必要はあまりないのではない
かと考えている。それよりも、将
来、コンピューターによる史料検索
なども可能になることが予想される
ならば、できるだけ統一的で緻密な
分類項目の選択が考えられてよいの
ではないかと思う。そうは言っても、
NDC方式を基準としたような、現
代的な主題表記の分類項目ではもち
ろん困る。だが、いつ、どこで、
なんのために、だれに対して、作成
したのか、内容はなにか、などの要
件を総合的に判断して表題がきめら
れるのは、どんな場合でも必要な
だから、そういう要件を総合的に勘
案して分類項目の検討をしていくこ
とが必要だ、ということである。

大名文書の既刊目録としては、山
口県文書館発行の『毛利家文庫目
録』や福井県立図書館発行の『松平
文庫目録』のように、史料ごとに解
題が付された、精度の高い労作があ
る。すぐれた整理者はすぐれた研究

このたびの目録作成に当たって
は、収録文書の性格をはっきりさせ
るために、関連史料の在りかをたし
かめることに心がけた。しかし、史
料館への文書収納のときから目録作
成までの月日があまりにもたち過ぎ
ていたために、原蔵者や原蔵状況を
つきとめることに手間どり、つきと
めても関連史料のおおかたは散逸の
あとだったことが多い。

収納時に、できるかぎりすみやか
に関連史料の調査がなされることが
必要なのであるが、この調査に時間

者である、という原則のみごとな見本の一つであろう。ただ史料の数量が多くて、一紙物をこまかくとり上げていくときには、やはり分類項目に吟味を加えていく必要がある。わたしは、史料表題の下に、「」を付して、要約した内容を摘記する方法をとってみた。その文書の特徴を示すような史料や大部の編さん物には、解題でとくに説明を加えている。しかしそれもこれも、いまになってみると、残した問題があまりにも多すぎて、頭をかかえている。

だれでも同じことなのだろうが、わたしのばあいも、徳川氏(幕府)が大名宛てに発する文書の様式名(史料の表題)をきめるという問題に終始、直面して来た。館員諸氏のきびしい指導をうけながら、わたしなりに方法でやってみたが、これも心残りの多いことの一つである。

周知のように、いままでのいわゆる日本古文書学は、問題意識が皆無なわけではないが、それじたいとしてこの問題を研究対象(射程距離の範囲にとらえていない。勝峯月溪氏がわずかに、節を設けて説明を加えているのみである。戦後も、落政史研究などの盛行を見たにもかかわら

ず、諸種の刊行書に接するがぎり、ほとんど研究の進展を見ていないよ

うである。

さいきん、藤井貞文氏のご好意で維新史料編さん会で作成した近世史料の表題や分類方式の基準を示した内部資料を見る機会があった。(同氏「近代の古文書」―「古文書研究」創刊号も参照)。ちかぢかこの全容が同氏によって紹介されるはずである。東大史料編さん所のような伝統のある機関でも、まだ公表されていない貴重な研究成果のつみかさねがあることであろう。

わたし自身は「御触書集成」や「御当家令条」などの既刊法令集には最も多かつたよらざるをえなかったが、現実には、例えば大名の分限に関する諸種の書札類は、内容機能が同じ史料でも、記載形式は実に多彩であって、これらの個々の史料に対してできるかぎり厳密な表題を与えるために、それらの諸書もじゅうぶんな解答を与えてくれない。まして、同種の内容をもった史料に対して、幕府や大名家にあっても二つ以上の異なった表題を付して扱う事例は数多いから、実際の整理に当たってはことからはかたんたんに済まない。この問題を解く最も確かな手がか

りの一つは、言うまでもなく、室町期の書札礼そのままではない、当の幕府内部で使用されていた文書作成の手鑑類であろう。通常、幕府の重要公式文書や記録の作成・調査・保管には両右筆が当たり、とくに定例文書の作成は表右筆の職務であったから、この部署の職務書類に当たってみることが必要なのであるが、今の仕事の過程では、力及ばず、この種の適切な史料に接することができなかつた。各位から、この点のご教示を得られればさいわいである。

史料館所蔵「諸礼書」(三井高逐蒐集史料)に、書札礼式に関する諸種の史料がある。伊勢・小笠原両流礼書が中心であるが、このなかの「書札古案」・「書式日用集」は、徳川幕府成立以後に作成されたものと思われる。前者は、奥平氏家中久野左仲忠武の宝暦十二年筆写にかか

る。その長子正信は「当用書冊」(十二冊)を作成して天和二年蛸川彦左衛門に書札の事を伝え、次子正貞ま

た「書式日用集」(二冊。前述の史料と同じ)・「書冊」(十二冊)を著わした、とある(『国書総目録』の該当事項との異同に要注意)。前述の久保氏が、のちに断絶したこの右筆家と同一か否かの推定はいま措くが、いずれにしても、こうしたたぐいの書物が幕府右筆方の公式記録の一つとして伝えられていたと思われる。この種の史料の発掘と研究の公開がもっと進んでいけば、武家文書の整理や分類のしごともかなりらくになってくるのではあるまいか。

同時に、史料編さんや史料目録作成の技術もまた、口事秘伝のたぐいから、公表されて関係者の討議のための共通素材として提供されるべきものである。史料館は、数年来こうした方向に沿って努力をつづけて来たが、それはまだじゅうぶんとはいえない。わたし自身も、いろいろな方がたのご教示を得て、検討をした問題点に取りくんできいくつもりである。心もとない思いの連続であったこのしごとを終えて、ここにあとがきの記として一文をしるした次第である。

民俗資料の保存管理(八)

——形態の記録について——

中村 俊 亀 智

有形の民俗資料の形を記録する手段には、主として、

- (1) 写真に撮影しておく
 - (2) 図や画にかいておく
 - (3) 言葉で表現しておく
- といった三つの方法が考えられる。なかでも(1)の方法は何かと便利なのでたいていこの機関でも活用されている。

しかし、改めて考えなおしてみると写真で充分に表わせない所は決してすくなくない。黒白では色は正確に記録できないし、内部の構造など、普通では写せない。それに、わずかに一点数枚の写真では細部の様子から破損の状況、底や裏側まで、必ずしも手が廻りきれぬかどうか。そこで、写真を撮っておくと同時に、例えば、めばしい特徴、例えば、

- 1、資料の個数
- 2、退色・破損の程度
- 3、墨書・焼印・文様の内容
- 4、部材の接合の仕方、編み方などをカードや台帳の備考欄(というの、これまで、カードや台帳に

形態の欄が設けられていることは極めて希だから)に摘記しておく必要があるのではないかと思われる。美術品や工芸品についてはすでにこうした慣例があり、書き方もほぼ一定しているように見受けられる。ところが民俗資料については、個数や退色破損の記録はともかく細部や内部の構造などこれまでは等閑に付されていたといつてよいほどである。

もっとも、これには幾つかの理由が考えられる。第一に民俗資料の調査や研究は従来収集ということに主たる関心があり、収集後のことまでは考える余裕がなかった、従って、資料一点一点を手にとって、時間をかけて観察記録するという機会を得ない場合が大部分だったことである。第二に有形の民俗資料といえども名前がはりっぱでも、多くは庶民の日常の生活用具なのだから、美術、工芸品とは違って、とりたてて、人々の関心を引きにくく、それだけ研究が遅れていたことが考えられる。第三に民俗資料は考古学の資料とも違

って極く最近まで、あるいは、今でも使われているというものがほとんどで、呼び名、用途、種々の由来伝承が必ずといってよいくらい調査採集できるのが立前である。そこで、例えば民俗資料を研究する人があったとして、多くはそのような有形の民俗資料にまつわる無形の民俗資料に目がむけられていて、物それ自体の観察記録にまでは及びかねていたようにも思われる。かてて加えて物の分析には何がしかの自然科学的な知識がつきものである。

しかし、若し機会あつて有形の民俗資料の整理や管理にたずさわられるとしたら、形態についての記録をととり、それを分析するという仕事、就中、細部や構造の観察調査を是非すすめていただくことを私からも、お願いしたいように思う。

その方法や分析の手段にはこれまで述べてきた理由によって、余りにも多くの未定項を含むけれども、資料一つ一つを丹念にみてゆくことによつて、これまで埋もれていた庶民の創意や工夫の足取りがきつと辿れるのではないだろうか。

終りに、余り自信はないが、形態記録の一例をあけてみよう。
〔栃木県河内郡古里村採集のシヨ

イ・カゴ(背負籠)について)口の直径四五・〇cm、底径三四・五cm、高さ五五・五cm、重さ三・一kg、円筒型・くれこみ。内側の籠は箆目編。立竹は幅七%の皮竹と身竹。廻し竹は幅約三%の身竹。底は網代編(二つ跳ね二つ漕り)外側の籠は六つ目編。編竹は幅七乃至一〇%の皮竹(三本合せ)縁は巻口仕上げ。縁竹は幅二・五cmの皮竹。(以下略)

「くれこみ」は目のすいた六つ目の籠のなかに目のつんだ籠を作りつけにする編み方。「箆目編」「立竹」「廻し竹」「網代編」「二つ跳ね二つ漕り」「巻口仕上げ」「縁竹」などは竹細工の方の術語。幸い昔の竹細工の教則本をまとめておいて下さった方があつたので、その本を参照し、また、近くに竹細工を副業にしている方々があつたので何軒か伺つて教えていただいた。このような手続は恐らく有形の民俗資料の分析には欠かせない方法のように思われる。

形態の分析には、この後、所謂型や型式の設定あるいはその移行のよ

うな興味深い問題が残されている。形態の観察記録の仕事はいつてみれば極めて保存管理にふさわしい基礎的な仕事といえる。

うけ(筥)

中村 俊 亀 智

一、筥は水に沈めてウナギ・ナマズ・ハヤ・エビなどをとる用具。胴のなかに返し(一名舌)といって一度はいった魚が出られなくなる仕掛けがしてある。その返しの数によって単舌式・二舌式・三舌式の型があり、また返しの取付け方によって、

取外し式(返しが胴から自由に取外しのきく型)

編込み式(返しが胴に編み込んであり取外しのきかない型)

結束式(返しを縄で縛って胴に結びつけておく型)

の三つの型があることがすでに知られている(祭魚洞文庫*「筥調査資料」当館所蔵)。材料は主として竹、ときに小枝の類で編むことがある。

二、所蔵の資料によれば筥はその編み方によっておよそ次の五つの形態に分けられるように思われる。

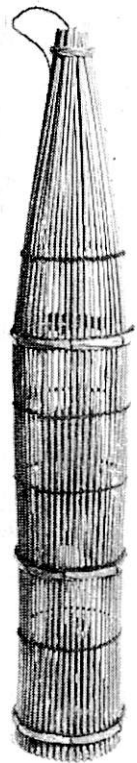
簀子筥 竹や枝を簀子のよう(双子編)に編んでこしらえた筥で棕櫚縄などがかった上、さらにその外側二、三カ所、竹のネジリ籠を掛けることが多い。使うときには先

の穂の方へ小さな竹の輪や籠をはめて出口をふさぐ。返しは取外し式か結束式。この種の筥のなかに竹を予めやや幅広く割っておき、途中胴が太くなる手前の辺りでそれを三つか四つに小割りにして編むという例がある。これは出口の細い所、入口の太い箇所とも竹が同じ間隔で編めるよう工夫したもの。簀子筥の型は材料さえ調べれば人の丈よりもたかい大きな筥さえ編むことができるので各地で広汎に利用されている。

笊筥 笊のように目のつんだ編み方(笊目編)で作られている筥。簀子筥より一層薄い竹が使えるので、

胴の立竹をそのまま返しの立竹に用い、胴と返しとを一貫して編む場合が多い。従って返しの型式は編込み式が特徴的。出入口の編み方は巻口仕げが多いのではないかと思われる。また出口には布切れなど当てて口を塞ぐ。笊筥には筒型の細長い形のもの、逆にずんぐりとした太い形のものがある。

なお、目のつんだ筥には笊筥のほ



簀子筥(ウナギ・ドウ、福島県相馬市)

笊筥(ドジョウ・ウツボ、茨城県太子町)



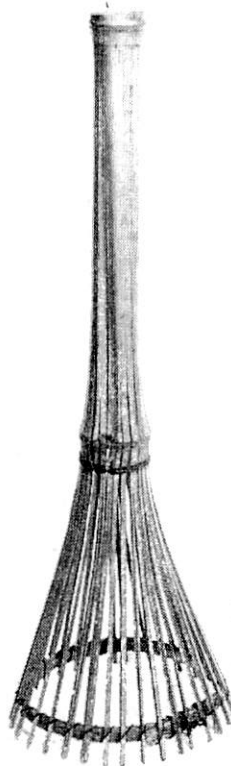
笊筥(ウナギ・カゴ、高知県室戸町)



うなぎ筒(高知県室戸町)



モジハヤトリ(徳島県)

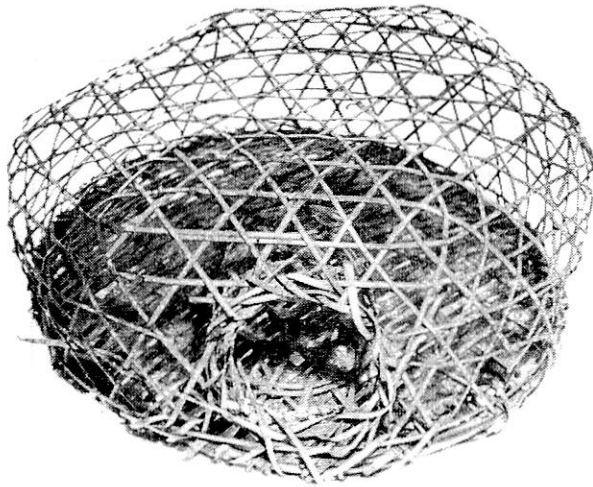


か網代編の筥がある。

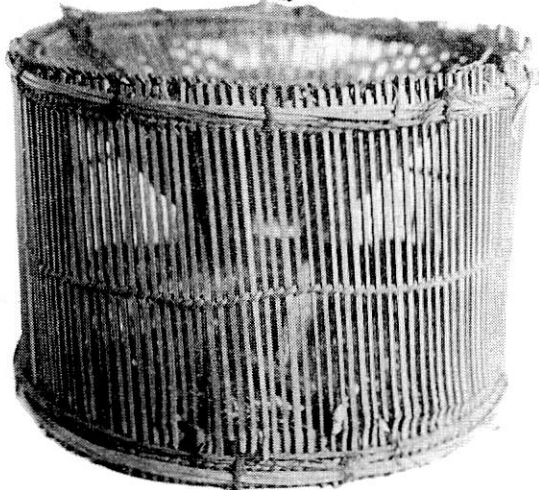
うなぎ筥 竹筒を利用した筥で、入口には竹で編んだ取り外し式の返しをつけ、出口は節をそのまま残しそこに小さな穴をあけておく。同じ竹筒の筥でも徳島県のモジハヤツクリは入口一〇cmばかりの所、竹を細かく割り、竹の輪をいれて口を朝顔型に開いてある。

堅筥 達磨筥などの名がある。形は円筒型そのほか。編み方は双子編。入口は横、または上にある。

アミ・アリヨ 西諸島の筥で、編み方は四つ目か六つ目編。四つ目



アミ (奄美大島)



堅筥 (エビ・ド、滋賀県堅田町)

の筥には骨の竹のほかに捻じ竹を添え、竹同志のからみ合いを補強している。口は上にあるものと横にある場合とがあるように思われる。

筥にはなお以上のほか、所蔵の資料にはみえないが、箱型の筥各種がある(「静岡県方言誌」その他)。

三、筥の形や大きさは、当然、その得物の種類などとも密接に関係していることが予想される。そこで、

試みに、その関係を「筥調査資料」(前出)によって整理してみたのが次の表である。○印は該当する型のあることを示す。

得物	筥の型	簀子筥	箆筥	筒筥	堅筥
ドジョウウ	○	○	○		
ウナギ		○	○	○	
エビ		○			
鯛・雑魚	○				○

また、同資料のなかには福島県南会津郡伊北村田子倉の筥についての左のような記事が含まれている。

一、ムジリ 「材料」竹または木の枝 「使用場所」滝の下。水とともに魚が入る秋が最もよい。「得物」ハユ、岩魚、鮎、ヤマベ、鱧
「型」(返しなしの笊筥?)

二、ドウ

「材料」竹 またはマタ タビ、ズイ の木 「使用場所」小川のサラサラした魚の上る場所。夏が最もよい。「得物」岩魚、鮎、ヤマベ、カジツカ、ハユ 「型」(返し)のあ

る笊筥?)

三、タテドウ 「材料」竹またはマタタビ等 「使用場所」夕方据えて翌朝あげる。出水直後か晴天の日がよい。「得物」岩魚、ヤマベ、ハイ、カワザイ 「型」(返しのある堅筥、口は横)

四、「筥調査資料」には筥の調査項目として、次の一〇項目をあげている。この項目は今後の筥の調査にも役立つものと考えられる。

- (1) 所在地
 - (2) 呼び名
 - (3) 寸法
 - (4) 材料(竹・萩・柳・藤蔓・葛針金等)
 - (5) 使用場所(海・川・湖・沼・溝・田)
 - (6) 得物の種類・習性
 - (7) 由来・伝承
 - (8) 筥漁の専業、副業の別
 - (9) 自製・購入の別、購入地
 - (10) 餌料(田螺・蚕蛹・糠・蚯蚓)
- ※ 昭和一三年日本常民文化研究所が実施した調査の控ともいふべきもの。同調査は通信紙によって行われ、発送数五五九通。回答率は二四%であった。呼称の系統などかなり面白い結果が出ている。

壬申戸籍の保存・利用問題

明治五年に編成されたいわゆる壬申戸籍は明治国家の最初の全国的網羅的な戸籍であつて、国（現在は法務省）の所有管理に属するため、地方自治体において大切に保管されてきた。けれども前代以来の賤称が記載されていて、それが町村役場などで容易に閲覧できることから、結婚や就職のさいに未解放部落出身か否かを調査する手段として、差別の道具として利用されていたのも事実である。

このような事実に対して、一昨年来、部落解放同盟を中心に壬申戸籍の廃棄要求が強く出され、その意見が何度か新聞紙上に載せられたのを記憶されている方も多いと思う。

これに対して法務省は、民事局長通達をもつて法務局長・地方法務局長宛に、まず昨四三年一月一日付で、市区役所・町村役場保存の明治五年式戸籍（壬申戸籍）のうち、往時の賤称・前科等の記載があつて一般に公開するに適さないものは、当該戸籍に記載されている者の親族以外の閲覧請求に応じない取り扱い

とすること、および同戸籍の謄抄本の請求に対しては、当該文字の謄写を省略するなど留意するよう措置された。

ついで三月四日付で、(一)壬申戸籍は閲覧請求に応じないこと、(二)右戸籍の謄抄本や記載事項証明書は、現行戸籍記載事項に相当する事項についてのみ作成すること、の通達がなされた。

ひき続き三月二十九日付け壬申戸籍の保存についての通達では、(一)市町村よりその利用状況の実情から廃棄申請があつた場合は許可して差支えない。(二)廃棄許可の右戸籍について市町村において保存する必要があると認めるときは、それが外部に流出したりして弊害を生ずることが絶対に生じないよう関係市町村と協議し、市町村において整理し厳重に包装封印して保管する。なお市町村において保管することが適当でない場合は法務局または地方法務局において右と同様の方法により保管する。

け通達を一層厳守するとともに、謄抄本作成以外は包装封印して保管し、記載内容が外部に洩れないよう市町村に留意せしめる。というようになつた。

これら通達を受けた各地方法務局は、壬申戸籍の閲覧・保存について右趣旨の移達を市区町村長宛に行なっている。ある地方法務局のそれは、保存年限を経過した壬申戸籍の廃棄許可申請を励行し、謄抄本の交付請求にも、また仮に部落解放同盟その他報道関係者等からの照会・閲覧・調査報告の請求にも応じないよう取り扱い方について通達している。

そして地方自治体では、戸籍担当課だけにとどまらず、壬申戸籍を所蔵している図書館・資料館などの機関にまで右趣旨が通知され、実際に移管廃棄・包装封印がなされている機関もある。

壬申戸籍が歴史学・社会学のみならず諸科学にとって重要な研究資料であることは多言を要しないが、昨年来の法務省・地方自治体の措置は当該記事省略・閲覧停止・謄抄写停止・廃棄保管の方向に動いているように理解される。もちろん廃棄ということとは直ちに廃棄湮滅ということではなく、現行公文書の法的廃棄を

行なつて、包装封印保管することで保存をはかる筈であるが、法的廃棄が湮滅に結果する可能性がある（破壊しても罰則はない）という危惧の念がないではなく、日本歴史学協会委員や学会有志から法務省に対し、壬申戸籍の完全保存と学術的利用・閲覧について善処を求める申し入れがなされたと聞いている。

右が壬申戸籍の保存・利用問題についての概略であるが、やはりその法的廃棄が廃棄湮滅につながるような完全保存体制を確立することが急務であり、同時に学術的利用の道を開いておくことが必要である。研究者の利用については法務局の考慮がなされているとも聞か、部落の差別が続く限り、そして差別の手段に壬申戸籍が用いられる限り、困難が伴なうことであろう。であるからこそ、国・学会・研究者などが慎重かつ有効に対処せねばならないと思う。大阪府和泉市の「奥田家文書」が部落問題究明のために部落解放同盟大阪府連の支援を得て編纂中と聞くにつけ、壬申戸籍もまた真の部落解放に役立つ科学的研究のために自由に利用できる日が一日も早く来ることを願っているのは筆者だけではないであろう。（大野瑞男）

東京都公文書館

東京都公文書館は都政史料館と総務局総務部文書課の一部機能とを合わせて、昭和四三年十月一日に開設された。場所は竹足棧橋に近い港区海岸一ノ三ノ一七。延坪三、二四六平方米、地上六階、書架延一万余米、空調は事務室、書庫の二系統。総務局総務部所属の本庁行政機関で庶務、整理、マイクロフィルム（カメラ二台）の三係と編纂室よりなり、現在館長を含め三十名（内非常勤三名）が配置され、別に百年史編集事務室がおかれている。

公文書についていえば明治以降東京府、市、都公文書約四万冊、マイクロフィルム約四千六百巻。これらの文書とともに、今後発生する永久保存文書の集中保存・整理・撮影・廃棄・閲覧が、当館の業務の柱となる。別に府・市・都刊行の行政資料二万数千冊がある。

その他の史料図書は地図を含めて二万三千点。東京府文庫収蔵書をはじめとして多年にわたって蓄積されてきたものである。東京市史稿編纂のために謄写してきたものも多く、

これらは戦後図書館、文庫の整備、公開利用によって利用価値を減じてはいるが、当館の編纂事業には欠かさないもので、中には原本消失により原本的価値をもつものもある。外神田の古本屋藤岡屋由蔵が書き記した藤岡屋日記一五二巻別本二冊（享和四年正月より慶応四年三月まで）などがそれである。この原本は、東大図書館所蔵のものであったが、全謄写後一年足らずの後に、大正大震災により焼失した。幕末世相見聞集として、また町触集を収録してある点など貴重なものである。

原本としては南伝馬町名主「高野新右衛門直孝公私文書抄録」の印記のある撰要永久録御用留二六巻（天正一八〇〇嘉永七）公用留五九巻（慶長一〇〇〇元治元）御触事六九巻（正保五〇文久三）が大部のものである。深川熊井町名主理右衛門の重宝録二四冊、府内備考正編八四冊統編七七冊、府内沿革図書一五冊、府内場末沿革図書二九冊、江戸近郊社寺境内図、近郊鄉村図、最上徳内署名川船役所使用関東付近各国図十張等がある。また、近藤富蔵が流罪中調査した八丈実紀三六冊をはじめ、八丈、三宅島より寄託をうけている流人帳や、小笠原島関係の資料も含め

島嶼関係の史料も収蔵しており、そのうちの一部は東京都文化財に指定されている。編纂されたものとしては、東京府文献叢書甲、乙集一五〇冊、法令類纂三九七冊がある。尚当館の前史からいって当然所蔵史料の中心となるべき江戸町奉行書文書は、明治以来上野図書館に寄託され、現在に至っている。

世田谷区立郷土資料館

昭和三十二年より五カ年の才月を

ついやして刊行した『世田谷区史料集』ならびに『世田谷区史』編纂を契機として、区内の歴史資料の収集と保存の必要性を痛感し、あわせて、これらを展示公開して社会教育の一端をになう目的で建設された。宝暦三年（一七五三）に建てられたと伝えられる世田谷代官屋敷の敷地内にあり、めぐまれた静かな環境は約六、三〇〇㎡の敷地に都内にはめずらしい自然とみどりの姿をそのまま残し、代官屋敷の建物と新旧時代の流れをあらわしている。

館内は、考古、中世、近世、民俗などの資料約一三、〇〇〇点を収蔵している。

常時無料公開し、年二回ぐらい展示替えをおこない、ほかに年一回郷土色ゆたかな特別展覧会を開催している。

収蔵古文書類、代官屋敷や、区内の各旧家などにのこされたもので、天正十八年の秀吉の禁制、天正六年北条氏の世田谷ボロ市についての掟書をはじめ、村高帳、水帳、反別帳、年貢取立帳、年貢割合帳、御触書、御用留、宗門改帳、連印帳、絵地図など興味深いもので、近世研究のうえに貴重なものが多く保存されている。

この外、区内の大蔵、野毛などの遺跡から出土した縄文時代の土器、石器類や、弥生、古墳時代の土師器、須恵器、直刀、刀子、装身具類、埴輪などの考古資料や、江戸時代の水道木管、農器具、はた織機などの民俗資料を多数収蔵している。所在地 世田谷区世田谷一〇二九一八（都史跡世田谷代官屋敷敷地内）交通 玉川線 バス「上町」下車

去る六月に「史料館要覧」を十年ぶりに改訂——というよりは当館として始めてといってもよい要覧ができた。その編集に当って、現在の所在地の沿革にもふれようとしたところが、思ったほど簡単でなかった。この前住者である旧三井文庫の方などから、漠然と聞き伝えていたことも、イザ活字になるとなって調べてみると、いくつかの疑問が出てくる。これが、自然科学の機関などだったら許されることでも、江戸時代を主対象として設立されている当館が、その所在地の沿革について正確な記述をするのは気がとがめる。結局、新しい要覧にはその記事を載せることを諦めてしまった。同時にこれまでこの種の調査をしていなかったことに強い反省を促された。この機会に調べておこう——それが、この稿の発端である。

地方から来京された方、東京に住んでいる方を問わず、初めて当館へいらした方々から「いいところですね」とほめていただくことがよくある。いいところは、施設や設備が整っているとか、仕事の条件がよいとかいう意味ではない。環境のこ

条件と、約一万五千平方メートル(尺貫法でいえば約五千坪)の敷地が初めての来館者の目によいところと映じるのであろう。事実、東京の新名物になった観のあるスモッグも、都心と京浜工業地帯の中間にある故か、心なしか薄いように感じるし、

史料館の 所在沿革 (一)



った周辺の街の景観が変わったように史料館の構内も大きく変わっている。現在の敷地が史料館のものに決ったのは、建物より一年以上遅れて昭和二年一月のことだが、当時構内にあった日本家屋のうち三軒は次々に取払われて姿を消し、逆に三号書庫

で、これを引用しておく。
旧三井文庫の……地は、もと細川家下邸の一部で……(寛文二年細川利重拝領)のちいくたびか所有者を変え……明治三十六年にこの地を購入した三井家は……家史編纂のために大正五年から同十一年にかけて鉄筋コンクリート三階建書庫二棟と編纂事務所平家建一棟とを建築した。その後、昭和七年に……一部約八千六百坪余を公園ならびに小学校敷地として当時の荏原町に寄附した。……従って旧三井文庫の敷地はその残余分に当るわけである。
いまも庭に残っている池は、史料館の環境条件として欠かせないものだが、もとは戸越公園の池と繋って、一つの庭園を形成していたという。年代などに考証の余地はあるが、戸越村に細川家の下屋敷が文化三年まで存したことは確かである。津軽家の下屋敷も戸越村にあり(別稿参照)、庭園の規模からみても大名の下屋敷と考えるのは妥当と思う。もし細川家とすれば、熊本にある水前寺公園との形式の相似も一つの論拠となるだろう。だが、戸越村の大名下屋敷の数は多く、次号以下でそれらを検討していくことにする。(H)

数百年と思しき大樑をはじめ樹木の緑も多く、まずは上の部の環境といえよう。史料館をここに置くことを決めたのは戦後の文化行政として誇り得るものの一つであらう。
史料館がここへ移ったのは昭和二年一月から、今年で満二十年を迎える。戦禍の跡もなまなまし

や新館などが増え、僅か二〇年前の景観も正確には思い出せない。現在の場所が史料館となる前は、前にもふれたように三井家の家史編纂所たる三井文庫があった。史料館に移った直後に大学事務局で発行した『学術史料の蒐集と保存』という印刷物に土地の沿革が略述してある

歴史と文学と

鈴木 寿

その宵の有楽町街は、深みぞれでぬかっていた。

省線の有楽町駅から朝日の小講堂へ馳けつけたときは、すでに聴衆が一ぱいであった。朝日文化賞の受賞記念講演会がそこにあり、「夜明け前」で授賞された島崎藤村らの講演が始まろうとしていた。昭和十一年正月二十五日のこと。

以下は、その夜、私の聴いた藤村の講演の印象雑記である。

ちなみに、「夜明け前」は藤村の晩年の作、千五百頁に及ぶ歴史小説であり、彼の父と父の時代―明治維新期三十余年間の歴史が対象となっている。彼の父青山半蔵は、木曾街道馬籠宿の本陣・庄屋・問屋を兼ねた旧家の当主であり、平田派国学の心酔者、尊主攘夷思想の持主でもある。彼は維新の革新運動に熱意と協力を寄せ、「草叢の中」からの新しい世の出現を待望したが新生の明治国家に失望する。半蔵らの抱いていた古代復帰の夢はつきつきに打砕かれ、事志と異なった半蔵は、懊悩

のうちに発狂、木小屋の一隅を改造した座敷牢に入れられ、「憂国の情に勝えず、慷慨の涙を濺ぐの士を以て発狂の人となす、豈それ悲しからずや」の言葉を残して、その生涯を終る。藤村はかかる人物を木曾街道の一宿駅に据えて、維新の歴史―父と父の時代を展望、描写しているのである。

受賞者の何人目かに、藤村の番となった。まず、新聞社側の土岐善麿氏(?)の紹介の辞があり、ついで、徳田秋声の「藤村氏を語る」と題する「夜明け前」についての講演があった。その要旨は――「夜明け前」は特異な歴史小説であること、この作品の偉大な点は、統一あり、かつ複雑な事件を総合的に批判した点にあること、かくのごとき相の作品を自分はみたことがないことなどを述べ、次いで具体的に内容の批判をおこない、最後に「時代の文化は人とともに時代々々の深い淵の中に掩きこまれてゆくが――これはニヒリスティックな考え方でもあるが――

―「夜明け前」のなかの人物は、この深い淵の中に掩きこまれたような非常に淋しい感じがする」と結んだ。

秋声のあとをうけて、藤村が演壇に立った。鈍い電灯の光が和服姿の白髪の老顔にニュアンスを与えて印象的であった。翌日の朝日紙上に、「名優を思わせるその面貌」と評してあった。やがて、『夜明け前』についてと題する藤村の講演がはじまったのであるが、そのなかで「夜明け前」のなりたちについてふれた次の点が、特に私の興味を惹いた。

『(前略)この作の生い立ちについて申上げたいと思います。私は「夜明け前」を書いていて、一つの疑問に出あいました。それは、これでも小説といえるかしらん、ということでありました。伝説を書くように面白くかけない。実生活を書くように会話を多くとり入れてかけない。これでも小説かという疑問がおきた。単なる歴史でもない。現代に生きているもの……(聴取不明)。歴史と伝説とは入交っている。例えば、戯曲殊に歌舞伎の舞台ではよくこの二つの交錯している点がみられる。あんな色彩が用いられただろうかと思われるような真赤な、あるいは真黄

色な着物を着たりする……。純伝説のものもあれば、歴史へ伝説の入交ったものもある。伝説を書くのではないから、私は歴史として父の時代を書くこうと考えてきた。

改造社版のフローベール全集の「Trois contes」を読んでみました。そのなかに短篇が三つ載っています。一つは歴史を、二は伝説を、三は実生活を扱っていますが、この三つの物語をみても、三篇の筆の使い方、色彩、言葉の匂いなどにおいて皆異なっている。ここにおいて、歴史には歴史の約束があり、進みゆくべき道があると思いました。(後略)』

藤村は、この講演の数カ月後上梓した随筆集「桃の半」の中に、右の講演の主旨を敷衍した内容の小文「歴史と伝説と実相」を載せている。この中で藤村は、歴史・伝説・実相の三者の表現方法は異なるべきだと自得した彼の着想が、実は先人フロオベールの「三つの物語」の発想と同じだったことを、「夜明け前」完稿後に知った、と述べているが、これは作家の一種のレトリックとみられるのではあるまいか。作家藤村がフローベールから強い影響をうけたことは周知に属し、「三つの物語」についても「夜明け前」完稿前から影

響をうけていたふしがみられるからである。

周知のように、フローベール晩年の短篇三部作「三つの物語」のうち、「まごころ」は作者の過去の実生活を扱ったもので、彼の家庭の年代記から取材したもの。「聖ジュリヤン伝」は中世を扱ったもので、ルワンの教会にある聖ジュリヤン一代記を描いた色絵硝子から取材したものである。「ヘロヂアス」は古代史を扱ったもので、ルワンの教会の欄間の彫刻——サロメの踊りと洗者ヨハネの斬首から取材したもの。藤村が「歴史を、二は伝説を、三は実生活を扱っている」といったのは、右の「ヘロヂアス」、「聖ジュリヤン伝」、「まごころ」を指しているのである。

アルベール・チボデの名評(岩波文庫山田九朗氏解説)によれば、「三つの物語」は歴史を以て芸術をつくる——歴史を書く謂ではない——三つにして、恐らく三つに限られた方法を示しているという。その意味は、すなわち「まごころ」は日常の実生活の歴史であるが、それ故に捉え難い世界であり、「聖ジュリヤン伝」は歴史は宗教的な伝説と化し、既に歴史なき世界である。したがって、「まごころ」には未だ歴史なく、「聖ジュリヤン

伝」には既に歴史なき両極端に立つ世界である。しかも、「まごころ」には予覚として、「聖ジュリヤン伝」には回想として、確かに歴史の片貌は漂っている。これは、歴史の彼岸と此岸とに對立する二つの形式である。この兩者の間に「ヘロヂアス」が置かれる。これは、人類の一大伝説を考古学的にも、歴史学的にも能う限りの研究をつくして、ありのままの歴史に近づけられた物語であって、これこそ歴史の本体から切りとったものである、というのである。チボデと藤村との関係は不詳であるが、このような特質をもつ「三つの物語」は、その文体なり表現の仕方が、或はその構想さへも、それぞれ異なるわけで、藤村は「ヘロヂアス」——「歴史」の仕法をとっていることになる。

ちなみに、「ヘロヂアス」の荒筋を蛇足すれば、物語は死海の東、マケルース城を舞台に展開する。この城深く、ヨカナン(洗者)が入牢している。ローマ帝国の一大守でこの城主アンチパスが、アラビヤ王の息女を離婚し、兄の妻ヘロヂアスを娶ったことを悪罵したからである。ヘロヂアスはヨカナンの処刑を望むが、予言者への畏怖とユダヤ人への思惑から太守は果せないでいる。かつては、政權への野望を犠牲にしてまでもヘロヂ

アスを娶った太守も、今では彼女への愛は薄れ、後悔の色がみえる。アラビヤ王軍の攻勢や領内政治の不評、ヨカナン派の動向に對するいらだちもある。誇り高いヘロヂアスも、太守への幻滅を覚え、ヨカナンへの憎恨をかきたてる。ある日——領内諸派懐柔のため多くの客が招かれた太守の誕生日に、シリヤ総督と援軍が城に到着、入牢中のヨカナンが偶然発見される。ヨカナンは濁世を非難し、メシヤの出現を予言し、太守とヘロヂアスとの結婚を悪罵した。やがて、宮の広間で饗宴が始まる。宴酣のころ、突如、ヘロヂアスの娘サロメが妖艶な姿態で颯爽と登場し、踊をはじめた。ヘロヂアスは太守に秘して、前夫の娘サロメをローマで教育をうけさせていた。若き日のヘロヂアスである。燭台の光をうけて、軽快——悲痛——恋の狂乱へと踊りの進むにつれて、観客は陶酔し、喝采した。太守は喜悅の余り、サロメに望のものを遣わそうといった。豈はからんや、サロメの所望はヨカナンの首だったのである。遂に皿にのせたヨカナンの首がサロメに捧げられた。翌朝、三人の男がヨカナンの首を携えて去っていった。「基督の御出現を告げんために死者の國に降られたのぢや！」といった。

「夜明け前」の研究視角は多様であるが、「ヘロヂアス」との関係

作品に即して具体的に検証すること——一視角といえよう。門外漢の私は深入りしないままでいる。

「マケルースの城は、死海の東、円錐状をなす玄武岩の峯の上に聳えていた。」で始まる「ヘロヂアス」と、「木曾路はすべて山の中である。……一筋の街道はこの深い森林地帯を貫いて、そこには厳しい福島の開所も隠れていた。」で始まる「夜明け前」との冒頭部分を比べてみても、或はまた棹尾の幕切れの部分においても、その表現などに相似たものが感じられる。しかし、時代の変革期におけるヨカナンと半蔵との殉教者的性格の相似性、或はまた「ヘロヂアス」のマケルース城が、古代史におけるユダヤ文化とローマ文化との交錯の展望台となっていていくと、「夜明け前」の木曾馬籠宿が、明治維新史における東西勢力の展望台となっていていく点、などは、私にとってはより一層興味をそそられる。それはともかく、チボデを裏返していつてみれば、「歴史の本体から切りとった」ような世界は、歴史を以て芸術をつくる場合だけでなく、歴史を以て歴史を書く場合にも、共通の課題となるように思われる。

戸越の今昔

浅井潤子

現在史料館が所在している豊町は昔は武蔵国荏原郡戸越村といわれたなかの一部落である。戸越の名称は、伝説によると

江戸越えて、清水の上の成就庵ねがひのとけぬ日なし

との古歌（伝行水法師詠歌Ⅱ天文年間）より始まるとされている。所謂江戸越えの地として、最近まで土地の人は「とごえ」と称していた。歌中の成就庵は、当館の隣地八幡山成就院行慶寺である。

この旧戸越村は、東京府引継元品川県管轄郡村高帳（明治四年Ⅱ東京都公文書館蔵）によると、「高九百拾石三斗貳升、此反別百拾九町八反三畝四歩（現在の新幹線池上線目蒲線の三線をまたぐ東西約三村、南北〇・八七杆の地域）」という広範囲の場所である。文政の頃津軽越中守（弘前藩主）が、本所柳原の中屋敷の替地として拝領した地も、この戸越村のうちである。今その跡をたどると、史料館と地続きのところの様に思われる。

それは史料館の地は、荏原区郷土史によると、「享和三年より幕末にかけては、羽前上ノ山城主松平山城守の屋敷」と記され、文政十年の津軽越中守戸越屋敷地拝領一件史料には隣地は松平山城守屋敷と記述されている点からも想像されよう。

そこで文政当時の戸越が、どのような土地柄であったか。

以下当館所蔵津軽家文書中の小山内十兵衛覚書によって、その一端をうかがい、史料館の所在する戸越の昔をしのぶことにする。

覚

- 一 戸越村松平因幡守様御下屋敷惣坪数一万坪之内、五百坪ハ松平彈正様御屋敷、是は因幡守様金杉御屋敷近処ニ彈正様御屋敷五百坪程御座候由、尤彈正様御屋敷、守も無之、因幡守様御屋敷預りニ而見継致候由 御屋敷預り 聴村幾右衛門
- 一 御屋敷内同人長屋壹軒斗ニ而外に長屋無之候
- 一 三四年已前迄ハ四五軒も長屋有之

- 一 処、近年不残引払ニ相成申候由
- 一 御屋敷隣ハ南之方斗大名様方下屋敷御座候
- 一 松平山城守様 閑 備前守様
- 一 牧野伊予守様

此外西東北共に百姓地御座候

- 一 御屋敷表通りハ垣有之、裏通り井脇之方ハ垣無之、ヤブニ而小柴等生繁、境目ニ溝御座候
- 一 御屋敷内不残畠、三ヶ一ハ百姓ニ而借シ受、畠作致申候、三ヶ一ハ御屋敷預リニ而、自身畠作致候、作物ハナス・イモ・マメ・ウド・ウリ・岡稻も多植付置申候
- 一 杉ハ試に植付見候由ニ而御座候得共、生立不宜用立不申候様相見得申候
- 一 桐ハ試に植付候由ニ而、六尺位生立申候
- 一 彈正様御屋敷之分ハヤブニ相成、畠も無之、捨置候様ニ御座候
- 一 戸越村名主役 鈴木平右衛門

年寄役 三人

門左衛門 平三郎 八左衛門

- 一 道筋ハ伊皿子通順通ニ御座候
- 一 目黒江ハ山道十二三丁位ニ御座候
- 一 本所よりハ四里ニ少、近ク候由承申候
- 一 御屋敷前通石橋有之、戸越・品川切カヤ三方之境ニ御座候由、竹多

く繁申候

一道筋ハ作馬道ニ而、小柴生しけり候処、間々御座候

- 一 畠ハ水気少く、此節雨降不申候而作物枯候様ニも相見得申候
- 一 井戸有之候而、水至極宜敷御座候以上

（文政十年）
閏六月廿二日

御先御徒
（津軽越中守家来）

小山内十兵衛

上述の文中に「竹多く繁申候」とあるが、現在の史料館表門附近も、開館当時の昭和二十五年の頃には一面孟宗の竹藪で、季節になると、館員が節を掘っては賞味し、七夕が近づくと、子供達が若竹をとっては短冊をつけて弄んだものであった。

この孟宗竹は、寛政元年薩摩国出身の商人山路治郎兵衛勝孝（江戸鉄砲洲居住Ⅱ幕府御用廻漕業）が、自分の戸越別邸に、薩摩国より種竹をとり寄せて栽培し、これを附近に奨励し、当地の特産物として神戸市場經由江戸市民の人気を博したといわれている。明治十四年の東京府下農事要覧に、「荏原郡戸越村（特産物）孟宗竹（もうそうたけのこ）」と記されているのもその証左といえよう。これが世にいわれている日黒の筍である。

明治十年代山梨県經濟動向についての一答申

藤村 潤一郎

史料館所蔵依田家文書(二九五〇)「山梨県知事前田正名氏ノ質問答申控」は、県會議員依田道長が明治二

二年二月二日東京麻布筭町知事宅に提出した答申の控である。質問は十項目にわたっている。即ち(一)明治二十二年中天災時変其ノ他民業上ニ

相携て門戸に立つ蓋紙幣増発と奢侈の風盛なりしとの二点与て不景氣助成の上に於て力ありと云へり」とする。そして全国的な視野にたつ見解として明治一八年七月一日付「朝野新聞」(東京)(新聞集成明治編年史六卷一〇六一―七頁)がある。

さて依田道長の答申は次の通りであるが、これが正鵠を失っているかどうかは後考にまらしたい。

二十二年中天災時變其ノ他民業上ニ関シテメ官民ノ注意ヲ要スル件、(一)行政事務ノ執行上ニ就キテ一層簡捷若クハ活動ヲ要スル件、(二)二十二年中其郡町村ニ於テ施設ヲ要スル件、(三)從前ノ規則及県令等ニ関スル件、(四)風俗上ニ就キ改良ヲ要スル件、(五)事業ノ盛衰ニ依リ適宜ノ方策ヲ講究スル件、(六)將來農工商ニ関スル經濟ノ方法、(七)十年前ト現今生計ノ比較、(八)十年前ノ事業ト現今事業ノ比較、(九)十年前ト現今貧富ノ比較、となつてゐる。番号は便宜上つけたが、(一)～(三)について「但シ第一条中三件ヲ除ク」と記しているもので、何条かの内訳である。

ここには紙幅の都合上、(一)～(三)の經濟關係の項を収録したが、内容が示している明治十年代について「明治大正財政史」(一七卷八二頁)は、「既にして西南役後の好景氣は明治一四年に至り、其の反動を現はしたるが、之れ畢竟政府に於て紙幣整理方針を決定し、通貨の収縮を計りたる結果にして、爾後經濟界は急転して下向に傾き大不況を現出し、數年間に亙り之れを持續せり」としている。松方正義の財政整理の時期に当る。

明治十二年ヨリ漸々物価騰貴シ、十三年ニハ噸ニ上騰シテ壹俵ノ米(三斗六升)金四円、藪老枚莖上藪ハ(八百目或ハ八百五十目九百目)金四円或ハ三円八十錢或ハ三円五十錢、米壹俵地ノ代價ハ三十円以上ヨリ四十円、日雇ハ壹日金廿五錢ヨリ三十錢、其ノ他ノ物価モ之レニ随伴シテ殆んど底止スル所ヲ知ラザルガ如キ有様ナリ、之レニ因テ一時大ニ事業ヲシテ盛大ナラシメ噸ニ振起シタルシモ、固ト紙幣ノ増発ニヨリテ生ジタルノ原因ナレバ、銀紙ノ大差ヲ惹起シタルバ、物価ノ騰貴ニ非ラズシテ、紙幣ノ下落ヲ來タシタルニ過ギズ、之レニ因テ二、三年間ヲ保持シタルシガ、十六年ノ半ニ至リ噸ニ物価ノ下落ヲ來タシ、則チ物価ノ下落ニアラズ、紙幣漸ク本位ニ復スルノ

道ヲ求メタルニヨル、物価ノ昇低ハ紙幣ノ増減ニ由リテ來ルノ結果ニシテ、紙幣ノ増減之レガ媒介ヲ為シタルモノナリ、十三年ヨリ十五年ノ三ヶ年間ハ、高利ノ金ヲ借り入レ事業ニ消費シ、或ハ地所ヲ買入レ、壹枚ノ米ヲ売レバ四円ノ金ヲ得、壹俵ノ米ヲ売レバ四円ノ金ヲ得ラル、モノト為シ、前後ヲ顧リミズ一時事業上ト經濟上ニ繁盛ヲ來タシタルシモ、十六年ヨリ十八年ノ三ヶ年ハ不景況ニシテ、農商務省ニ於テハ不景氣ノ原因ヲ調査セラル、場合アリシナリ十九年十一月頃ヨリ急ニ生糸ノ價格非常ニ進ミ、二十年ニハ又漸々下落シテ十月頃ニハ大ニ低落ヲ極メタリ、二十一年ニハ高下ノ波瀾アリシ

つぎに明治二一年南涯野史編述「峡中沿革史」(甲斐志料集成七卷三七五―六頁)は、一六年「物価遽然下落し倒産するもの続々跡を列ね随て訴庭山を為し囂々の声止まず之れが為に政論衰へ学校戸を閉ぢ商家店を廢し納税を怠るものは累々公充処分を受け衣食に差支ゆるものは妻子

モ、本県ノ生糸ハ外國商人ニ不信ヲ來タシ声價ヲ墮シタル為メ、騰貴ノ際商機ヲ失シ下落、數十日間ニ多數ヲ売り放チタリ、十二月下旬再ビ騰貴セシモ、多數ヲ売りタル跡ニシテ大利ヲ得ル能ハズ、又十年前ニハ会社陸續起リ、地所其他ヲ抵當ト為シ、利子ノ高下ニ抱ラズ借入レヲ為シタルモ、十六年以來三ヶ年ノ不景氣ニテ、差入タル抵當ヲ受戻ス事能ハズ、会社ハ抵當ヲ引上ケテモ利益ナキノ有様トナリシモ、畢竟物価ノ昇低ニ由リテ大差ヲ生ジタレバナ

モ、本県ノ生糸ハ外國商人ニ不信ヲ來タシ声價ヲ墮シタル為メ、騰貴ノ際商機ヲ失シ下落、數十日間ニ多數ヲ売り放チタリ、十二月下旬再ビ騰貴セシモ、多數ヲ売りタル跡ニシテ大利ヲ得ル能ハズ、又十年前ニハ会社陸續起リ、地所其他ヲ抵當ト為シ、利子ノ高下ニ抱ラズ借入レヲ為シタルモ、十六年以來三ヶ年ノ不景氣ニテ、差入タル抵當ヲ受戻ス事能ハズ、会社ハ抵當ヲ引上ケテモ利益ナキノ有様トナリシモ、畢竟物価ノ昇低ニ由リテ大差ヲ生ジタレバナ

ノ米ヲ売レバ四円ノ金ヲ得、壹俵ノ米ヲ売レバ四円ノ金ヲ得ラル、モノト為シ、前後ヲ顧リミズ一時事業上ト經濟上ニ繁盛ヲ來タシタルシモ、十六年ヨリ十八年ノ三ヶ年ハ不景況ニシテ、農商務省ニ於テハ不景氣ノ原因ヲ調査セラル、場合アリシナリ十九年十一月頃ヨリ急ニ生糸ノ價格非常ニ進ミ、二十年ニハ又漸々下落シテ十月頃ニハ大ニ低落ヲ極メタリ、二十一年ニハ高下ノ波瀾アリシ

前田正名は明治一七年「興業意見」編纂により知られているが、彼は明治二二年二月二六日に山梨県知事か

前田正名は明治一七年「興業意見」編纂により知られているが、彼は明治二二年二月二六日に山梨県知事か

前田正名は明治一七年「興業意見」編纂により知られているが、彼は明治二二年二月二六日に山梨県知事か

前田正名は明治一七年「興業意見」編纂により知られているが、彼は明治二二年二月二六日に山梨県知事か

第一五回

近世史料取扱講習会

一、趣旨

公共機関などで、近世史料を取扱う事例が増大しているが、これに関する知識、技術は、一般的に必ずしも十分ではない。このような事態に対応して、当該関係者に近世史料の調査、収集、整理、分類、保存、管理など、基礎的な知識技術を習得せしめ、近世史料の保存・利用の効果を高めるために開催する。

二、期日

昭和四四年九月二十九日(月)より十月四日(土)まで

三、講習内容(カッコ内は講師)

(1)史料概論

中世史料概論

(東洋大教授 寶川圭吾氏)

近世史料概論

(学習院大教授児玉幸多氏)

近代史料概論

(東京大教授 古島敏雄氏)

(2)近世史料読解(本館職員)

幕藩史料

町方史料

村方史料

民俗資料

(3)史料処理

整理・管理

分類

補修(宮内庁書陵部)

遠藤諦之輔氏)

(4)講演

(早稲田大学教授竹内理三氏)

四、時間数二二單元(三三三時間)

五、会場 当館

六、受講資格

公共図書館、大学図書館、郷土資料館、地方誌編纂室などに勤務し、近世史料の調査、収集、整理、分類、保存、管理などの業務に従事している職員など

史料の取扱経験三年未満の者。

七、受講人員 四〇名

八、経費 資料代、記念写真代などとして、一〇〇〇円(予定)

九、申込方法などについては、大学、地方公共団体などを通じ、追って連絡する予定である。

り、爾来米価ト云ヒ、爾ト云ヒ、其ノ他ノ物価モ殆ンド最高貴ノ時ノ半額ノ間ヲ昇下シ居ルニモ拘ラズ、世ノ度ハ却テ今日ニ進ミ、前ノ負債ハ今猶其ノ痕跡ヲ留メテ償フ能ハザルモノニシテ、疲弊ノ余疵ヲ存スルモノナリ

十年前ノ事業ト現今ノ事業ノ比較

十年前ノ事業ハ物価ノ騰貴ニヨリ精粗ニ不注意ニシテ、今日ノ事業ハ日々益々精緻ニ注意シ、漸々進ミ来リシモノ不景氣ノ余響ヲ受ケ、十三年頃ノ割合ニ比シテ目立タザルモノ、如クナレ共、独リ進歩ノ著シキモノハ養蚕ノ業ナリトス

十年前ト現今貧富ノ比較

十年前明治十二年ニ物価騰貴ノ始メニシテ、十三年ニハ非常ノ騰貴ニシテ、人民ハ意外ノ利益ヲ得ル思ヒアリ、政府モ人民ノ利益アルニ感ゼシニヤ、地方税ト国庫ト聯帶支弁ナリシヲ、十三年ニハ四十八号ノ公布ヲ以、聯帶支弁ヲ解イテ地方税ノ一方ニ掃セシメタリ、人民ハ此ノ重荷ヲ負担スルニモ拘ラズ富裕ナル心地セルノ情況ヲ現シ、多ク入テ多ク出ツルノ道理ナレ共、農産物ヲ売リテ得ル所ヨリ、買入ル、割合ハ少ナク、全ク思掛ケナク利益ヲ得ルモ、融通自在ニシテ、無財産者ノ區別ナク貸

借ヲ為シ、或ハ奢侈ノ風ヲ増長シ、酒リニ金ノ貸借ヲシタルモ、爾来三ヶ年ノ不景氣ニテ、物価大ニ下落シタリシヨリ、前ニ老円ノ金ハ後ノ五拾銭ニモ当ラザルノ場合トナリ、加フルニ利子モ払ハザルヲ得ザルノ有様ニテ、後チニ貴キ金ヲ以テ前ニ紙幣下落ノ時ノ借用ヲ払ハントスルハ、前ニ老円ノ借用ハ五十錢返スモ、元金ヲ返却シタルノ割合ナレバ、其ノ困難ハ言フモ更ナリ、紙幣ノ増減ハ政府ノ財政上ト人民ノ経済上ニ、非常ノ害ヲ蒙ルノ恐レアリトス、今日ニ至ルノ二、三年間ハ物価稍平準ヲ得ルト雖ドモ、数年不景氣ノ余弊ヲ受ケタルモノナレバ、数年ノ好景氣ヲ呈スルニアラズンバ、痕跡ヲ填補シ回復スルニ至ラズ、今大體上ニ就テ監察ヲ下ストキハ、中等以上ニ於テモ他ヨリ入金アル事、十ノ八九ニ居ル、之レニ由テ之ヲ觀レバ、不景氣ノ回復ハ漸ク半バニ至ラントス、因テ十年前ト現今ト比スレバ、現今ハ貧ノ度ニ居ルモノナリ

なお(六)に、生糸が「安価数十日ニ及ブ時ハ、価格ノ下落ニモ拘ラズ、却テ投ゲ売リノ弊」があるので、「之レヲ防グノ道ハ、興業銀行ナルモノヲ設ケ、安利ノ金ヲ以之レヲ支ヘルノ外、道ナキモノトス」とある。

第十九回近世史料展示会

- 一、展示史料
譜代大名家史料
- 二、期日
昭和四四年十一月九日(日)
・十日(月) 午前十時より
午後四時半まで
- 三、会場
文部省史料館新館

彙報

昭和四四年度事業について

- 一、近世史料の収集
江州浦生郡鏡村玉尾家文書(追加分)をはじめとする現物史料及びマイクロフィルム複写によるものを含む数件の収集を予定している。
- 二、近世史料取扱講習会
第一五回の講習会は昨年より約一カ月繰り上げ、九月二九日から一週間におわたって行なわれる。(別項参照)
- 三、近世史料展示会
例年どおり十一月に別項のように開催する予定
- 四、近世史料の所在調査

各地方調査員の御協力により、これまで実施してきた調査報告の整理をほぼ完了した。

五、刊行物

- 1 所蔵史料目録 第十六集として出羽国山形宝幢寺文書(追加分)
- ・出羽国秋田郡大葛金山荒谷家文書の目録を刊行する予定
- 2 所蔵民族資料図版目録 第三集として、日本篇三(生活用具Ⅲ)を刊行する予定。背負梯子、田下駄等を収録
- 3 研究紀要 本年度末に第三号を発行する予定である。
- 4 館報 本号に引続いて、本年度末に第十号を発行の予定。
- 六、定例研究会 本年度はすでに左の如く開催したが、今後も隔月の予定

第二五回44・5・8 一八世紀以降の大名金融市場としての堂島―借銀担保の米切手をめぐって―

第二六回44・7・24 近世社会における銭貨について―豆州内浦地方を中心として―

鶴岡実枝子
榎本宗次

○評議員会

昭和四四年五月十五日、本年度の事業、予算等についての説明がなされ、そのあと史料収集などに関して協議が行なわれた。

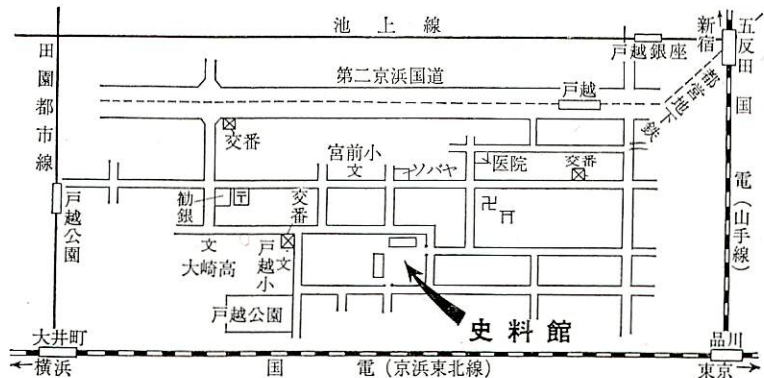
○史料の貸付
44・6・10～6・15 中央公論社
毎日新聞社共催「新井白石とその時代展」 武家諸法度等6点

○要覧の発行
先に要覧を発行してより、すでに十年を経たので新に作成した。内容は目的、組織運営、業務、沿革、収蔵史料等

編集後記

○各地に史料館・文書館などの史料保存機関が設立されつつある昨今、機関どうしの情報を交換し、その連携を深めることが必要になっていく。そのためのささやかな試みとして本号より「情報」の欄を設けました。御協力いただいた東京都公文書館ならびに世田谷区立郷土資料館に誌上を借りて謝意を表します。なお本欄へ「情報」ならびに「御意見」をお寄せ下さい。

○史料館の場所がわかりにくいとのことで、本号に最新の案内図をいれました。ちなみに昨年完成した都営地下鉄の戸越駅よりは徒歩7分、池上線戸越銀座駅からは10分、田園都市線戸越公園駅下車8分といったところですが。



文部省史料館報 第九号
昭和四四年八月一日発行
編集・発行者 小和田武紀
東京都品川区豊町一ノ六ノ一〇
文部省史料館
電話(六三)九一〇六(代)
印刷所 中村精巧印刷株式会社
東京都港区白金一ノ二五ノ二〇
電話(四四四)七二二番代